

森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	安	齋	哲	也
	同	濱	本		進
	同	横	田	久	俊

去る平成29年第3回定例会において、当市議会は、森井秀明市長に対する辞職勧告決議を可決し、数々理由を挙げて速やかにその職を辞することを勧告した。同様に辞職を勧告された副市長は、部下への指導を誤ったとして、本年11月30日をもって辞職したにもかかわらず、より重い責任を負うべき森井氏は、「重く受け止める」「反省すべき点は反省をし、改善すべき点もしっかりと改善してまいる所存」などと、辞職の考えがないことを公言してはばかりず、今定例会においても、本会議や委員会審議において、再三にわたりの確性を欠く答弁等を行い、議長や委員長から注意を受けるなど、森井氏の議会における発言は、相変わらず内実を伴わない単なる美辞麗句で、重く受け止めているとも、反省し改善しているとも、その証左は微塵も認められない。

平成28年度決算においては、ずさんな財政運営や交際費における不適切な流用が問題となり、27年度に続いて2年連続で不認定となった。また、コンプライアンス委員会から指摘された高島漁港区における観光船事業に関する一連の許認可における条例違反と、ふれあいパス事業の市負担分を協定書を交わすことなく支出した市契約規則違反の責任をとるためとして、再び提出した自らの減給条例案についても、その量定について合理的な根拠を示してさえいない。

さらに、市は、産業港湾部が所管する港湾区域の除雪業務に関する指名競争入札に関して、今冬から建設部の地域総合除雪における仕様書に準じて再委託を認めないとの方針を決定した。その内容について、入札参加予定事業者に対し入札執行直前の10月20日に至るまで伝えず、さらに港湾区域を3分割して入札を行い、結果として、森井氏自らの後援会関係者が代表を務める企業に随意契約で発注した。市は入札不調の結果であり問題ないとするが、自らの後援会関係者への利益供与を強く疑わせるに足る極めて不明朗な発注経緯と言わざるを得ない。直前に、議会から辞職勧告を受けていながら、平然としてこのような行政の私物化ともいふべき行政行為を行うことは信じがたい暴挙であり、到底看過できず、森井氏は、今定例会での発言や答弁とは裏腹に、議会による辞職勧告の重さを全く理解していないと考えざるを得ない。

以上の理由から、当市議会は地方自治の精神に則り、小樽市の未来と市民生活の向上のため、小樽市長としての基本的な資質、能力に欠け、議会と真摯に対応する姿勢のない森井秀明氏に対し、再度、速やかにその市長の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成29年12月26日
小樽市議会